

商品先物取引法では、どのような規制がされているのか

1 規制対象となる取引

⇒商品デリバティブ全般を規制

(1) 規制対象となる取引の種類

- ①商品先物取引（現物の受け渡しも可能。「商品」は法律及び政令で指定）
- ②現金決済先物取引（現物の受け渡しは想定されない）
- ③商品指数先物取引（物理的な商品を対象としておらず、受け渡しは不可）
- ④商品スワップ取引
- ⑤商品指数スワップ取引
- ⑥商品オプション取引

(2) 規制対象となる取引の分類

- ①「商品市場における取引」（国内公設市場における取引）
例）東京商品取引所での金の商品先物取引
- ②「外国商品市場取引」（海外市場での取引）
例）ニューヨーク商品取引所での金の商品先物取引
- ③「店頭商品デリバティブ取引」（取引所外での私設取引）
例）金のCFD取引

2 開業規制

ア．原則、「商品先物取引業」としての許可が必要

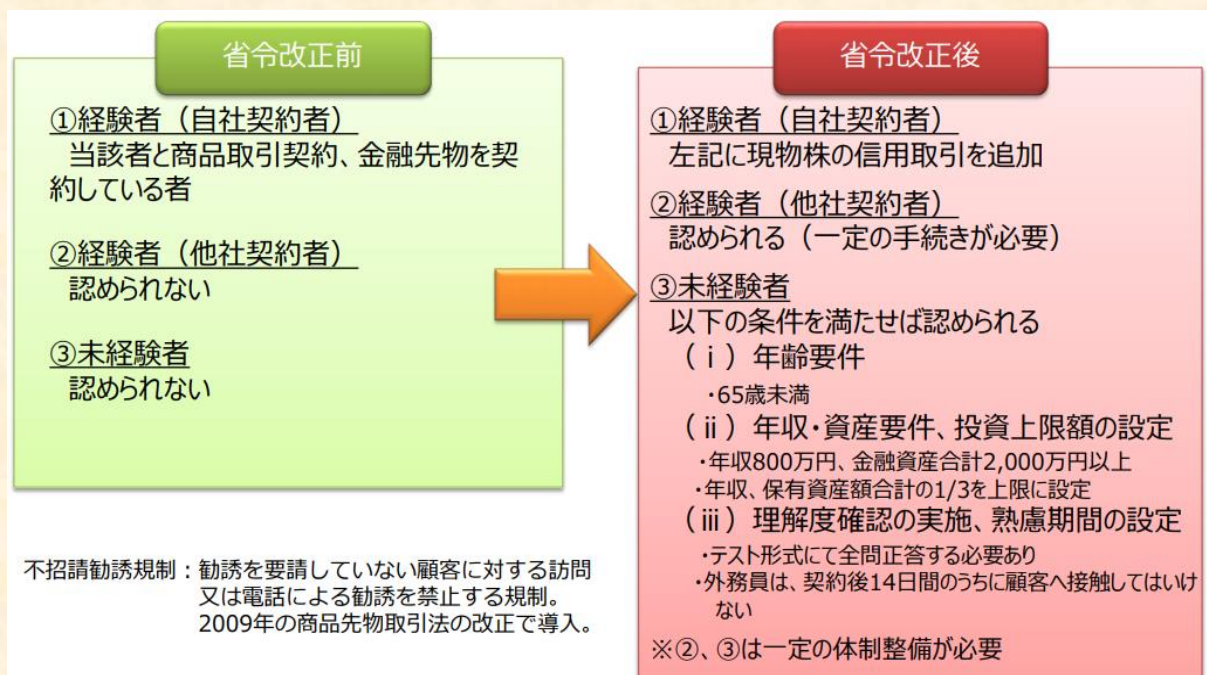
イ．顧客と商品先物取引業者との媒介のみを行う場合は、「商品先物取引仲介業」としての登録が必要

※仲介業者が顧客に損害を与えた場合、所属先の商品先物取引業者が原則として損害を賠償する責任を負う

3 主な行為規制

- (1) 広告に関する規制
- (2) 断定的判断の提供の禁止
- (3) 顧客に対して虚偽のことを告げる行為の禁止
- (4) 顧客の指示を受けない一任売買の禁止

- (5) 委託をしない旨の意思を示した顧客に対してさらに勧誘することの禁止
- (6) 迷惑な時間・方法による勧誘の禁止
- (7) 勧誘に先立って、勧誘を受ける意思の有無を確認する義務
- (8) 同一限月・同一枚数の両建て（りょうだて）を勧めること
- (9) 政令指定取引の不招請勧誘の禁止（214条9号→施行令30条）
 - ：契約締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけた勧誘する行為の禁止
 - ア. 不招請勧誘が禁止されている政令指定取引
 - ①個人顧客を相手とする、店頭商品デリバティブ取引
 - ②個人顧客を相手とする、初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のある国内外の取引所での取引（＝通常の商品先物取引）
 - ⇒不招請勧誘の禁止により、商品先物取引被害が減少
 - ※「スマート CX」などという商品名で、ロスカットの仕組みを使うことにより、元本を超える損失が出ない取引（＝不招請勧誘 OK）からスタートさせ、通常取引に移行させる手口に注意
 - イ. 不招請勧誘禁止の例外（＝不招請勧誘OK）となる場合（施行規則）
 - ・省令改正により、平成27年6月1日から例外が拡大



(2017年12月14日経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備担当参事官室資料)

- (10) 損失補てん等の禁止
- (11) 適合性の原則
: 顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘の禁止
- (12) 契約締結前交付書面の交付義務
- (13) 説明義務
- (14) その他省令で定める行為（214条10号→施行規則103条）
 - ①無断売買
 - ②手仕舞い拒否
 - ③異限月、異枚数の両建を、取引を理解していない顧客から受けること
 - ④勧誘目的を明示しないセミナー等の禁止 など

4 民事ルール

- (1) 説明義務違反や断定的判断の提供禁止違反の場合の損害賠償義務
 - ・商品デリバティブ取引は金融商品販売法の適用対象外であるが、商品先物取引法で同様の損害賠償責任を定め、金融商品販売法の規定の一部を準用
- (2) クーリングオフ規定はない

〔ポイント〕

通常の商品先物取引については、不招請勧誘が禁止されたことにより、以前と比べれば被害は少なくなりました。しかし、スマートCXによる脱法的な方法や、不招請勧誘禁止の例外の拡大により、商品先物取引被害がまた増えつつありますので注意が必要です。